研究者早期育成コース進学学生対象の奨学金給付規則

（平成２１年３月２６日
規　則 第　１２　　号）

（目的）

第１条　この規則は、東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科博士課程ＭＤ−ＰｈＤ（医学研究者早期育成）コース又はＤＤＳ−ＰｈＤ（歯学研究者早期育成）コース（以下「研究者早期育成コース」という。）へ入学する者に対し、今後の学業の励みとするため、奨学金を給付することを目的とする。

（資格）

第２条　奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

⑴ 強い研究の意欲を持っていること。

⑵ 学業成績、人物共に優秀であること。

（奨学金の種類及び支給額）

第３条　奨学金は、原則として東京医科歯科大学基金をもって充てるものとし、その種類及び支給額は次のとおりとする。

⑴ ＭＤ−ＰｈＤ（医学研究者早期育成）コース奨学金　　月額　８万円

⑵ ＤＤＳ−ＰｈＤ（歯学研究者早期育成）コース奨学金　　月額　８万円

（期間・支給方法）

第４条　支給の期間は３ヵ年を限度とする。ただし、特別な事情がある場合は、１ヵ年に限り延長することができるものとする。

２　奨学金は原則として、毎月末日までに奨学生より指定された銀行口座への振込により交付する。ただし、初回の奨学金の交付は、４月分から初回交付月分をまとめて振り込むものとする。

（申請）

第５条　支給を受けようとする者は、研究者早期育成コースへ入学する前の年度の３月末日までに奨学生願書（別紙様式１）に研究者早期育成コース合格通知書の写しを添えて、学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室に申請するものとする。

（選考・決定）

第６条　申請があったときは、別に定める基準により医歯学総合研究科長が審査し、学長が決定の上、奨学生採用決定通知書（別紙様式２）により通知する。

（誓約書）

第７条　奨学生として決定された者は、誓約書（別紙様式３）及び奨学金銀行振込依頼書（別紙様式４）を学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室に提出しなければならない。

２　前項の誓約書は、奨学生の父母、兄姉又はこれに代わる独立の生計を営む者を連帯保証人とし、連署しなければならない。

（身分等変更の届出）

第８条　奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、異動届（別紙様式５）により直ちに学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室に届けでなければならない。ただし、本人の病気・死亡などの場合は、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にあり原則日本に在住している者（以下「保護者等」という。）が代わって届け出なければならない。

(1) 休学、退学及び復学

(2) 本人又は保護者等の氏名、住所、その他重要事項の変更

（支給の停止）

第９条　休学をしている期間については、奨学金の支給を停止する。

２　前項により奨学金の支給を停止されている者が復学した場合、第８条の届出により奨学金の支給を再開するものとする。

（失格）

第１０条　学長が次の各号のいずれかにより不適格と認めた場合、又は退学をした場合には奨学生はその資格を失い、奨学金の支給を取り消す。

(1) 懲戒、又は停学の処分を受けたとき

(2) 申請書又は提出書類の記載内容に虚偽があった場合

(3) 正当な理由がなく第８条に定める届出を怠った場合

(4) その他奨学生として学長が不適当と認めた場合

（返還）

第１１条　奨学生が前条の規定により資格を失った場合は、すでに給付された金額の全部または一部を返還しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、申し出によりすでに給付された奨学金の全部または一部の返還を免除することができる。

(1) 死亡した場合

(2) その他特別な事由のある場合

（事務）

第１２条　研究者早期育成コース進学学生対象の奨学金給付に関する運営事務は、学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室の所管とする。

附　則

１　この規則は、平成２１年３月２６日から施行する。

２　現に研究者早期育成コースに在学している学生は、第５条の規定にかかわらず平成２１年３月末日までに奨学生願書（別紙様式１）に在学証明書を添えて学務部学生支援事務室に申請できるものとする。

附　則（平成２１年３月３０日規則第２１号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年１１月６日規則第９８号）

この規則は、平成２４年１１月６日から施行し、平成２４年８月１日から適用する。

附　則（平成２５年１月１５日規則第９号）

この規則は、平成２５年１月１５日から施行する。

附　則（平成２５年５月２９日規則第７０号）

この規則は、平成２５年５月２９日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附　則（平成２８年７月１日規則第１１１号）

この規則は、平成２８年７月１日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年７月１９日規則第５９号）

この規則は、平成３０年７月１９日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（令和２年１０月２１日規則第１１６号）

この規則は、令和２年１０月２１日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和４年３月２４日規則第５１号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

別紙様式１(第5条関係)

奨 学 生 願 書

奨 学 金 の 種 類	
ＭＤ－ＰｈＤ コース奨 学 金	ＤＤＳ－ＰｈＤ コース奨 学 金

（いずれかに○を付 すこと）

<table>
<tr><td rowspan="6">出願者</td><td>ふりがな
氏　　名</td><td></td><td>生年
月日</td><td>年　月　日</td><td>年齢</td><td>歳</td><td>男
女</td></tr>
<tr><td colspan="6">学部／研究科　　学科／専攻　　年</td></tr>
<tr><td>大 学 院 入 学 年 月</td><td>年　　月 入学(予定)</td><td rowspan="2">給付
期間</td><td colspan="4" rowspan="2">年　　月 から
年　　月 まで</td></tr>
<tr><td>大学院修了予定年月</td><td>年　　月 修了(予定)</td></tr>
<tr><td>本　　籍</td><td colspan="6">(都道府県のみ)</td></tr>
<tr><td>現　住　所</td><td colspan="6">〒
(Tel　　)</td></tr>
<tr><td>研究計画及び修了後の方針</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

奨学生に採用していただきたく、お願いいたします。

年　　月　　日

東京医科歯科大学長　　殿

本 人 氏 名

別紙様式2（第6条関係）

奨学生採用決定通知書

研究者早期育成コース進学学生対象の奨学生として採用する。

1　学年・学籍番号　　研究科　　学年　　番

2　氏　　名

3　奨学生番号

4　給　付　額　　月額　8万円

5　給付期間　　年　月～年　月　まで

6　支給条件

年　　月　　日

東京医科歯科大学長

○　○　○

別紙様式3（第7条関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

東京医科歯科大学長　殿

奨　学　生　　氏名
住所

保護者等　　氏名
住所

私は、研究者早期育成コース進学学生対象の奨学金給付規則の規定を遵守し，奨学生として学業・研究に打ち込むことを、保護者等と連署して誓約します。

保護者等関係事項（保護者等本人が記入してください。）	住所	〒 Tel		
	本人との続柄		生年月日	年　月　日生(　　歳)
	職業		勤務先	〒 (名称)

別紙様式4（第7条関係）

奨学金銀行振込（変更）依頼書

年　　月　　日

東京医科歯科大学
財務部長　殿

学部／研究科　　学年　　番

奨学生番号	氏　　名	現　住　所
		Tel

下記により銀行振込をお願いいたします。

記

金融機関名		銀　　行 信 用 金 庫
支　　店		
預金種目	普通・その他（　　）	
口座番号		
名 義 人	ふりがな	
	氏　名	
給付期間	年　　月　　～　　年　　月	

別紙様式5（第8条関係）

異　　動　　届

年　　月　　日

東京医科歯科大学長　殿

大学院医歯学総合研究科　　学年

奨学生番号	氏　　名

下記のとおり異動いたしますので、お届けいたします。

記

異動種別	異動年月日又は期間	理　　由
退　　学	年　月　日	
休　　学	年　月　日 ～　年　月　日	
復　　学	年　月　日	
氏名/住所の変更	年　月　日	（旧） （新） 変更する者　　奨学生　・　保護者等 （いずれかに　○　を付すこと）

注）該当する異動種別を○で囲む。